平成２４年（フ）第９６４号
大阪府東大阪市森河内東１―12―１　パークサイドハイツ野村605号、住民票上の住所大阪市中央区安堂寺町２丁目６番15―203号
破産者　中居　國光（旧姓吉竹）
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５８号
大阪府柏原市国分東条町３番16号
破産者　沖津　　強
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６０号
大阪府柏原市国分本町６丁目14番13号
破産者　篠田　　稔
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３５８号
大阪府堺市西区鳳中町８―283―２
破産者　大久保健一
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７７号
堺市中区福田1034番地８
破産者　吹本　　仁
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
堺市北区奥本町１丁163番地５
破産者　宮﨑　智次
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９６号
神戸市北区淡河町勝雄1383番地の４、従前の住所神戸市兵庫区門口町５番12号　澤村マンション403
破産者　上田　玲子
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８０号
神戸市東灘区御影塚町３丁目11番９号　レアレア神戸12番館701号、従前の住所神戸市東灘区住吉東町３丁目７番５号
破産者　内藤　竹志（旧姓本田）
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５９号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目10番32―302号、従前の住所神戸市北区山田町原野字火打石８番地　職員寮102号
破産者　西宮　　薫
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７１号
神戸市灘区備後町３丁目２番13―603号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡500番地の11
破産者　井上　委相
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目11番16号
破産者　藏本敬一郎
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県川西市東久代１丁目11番29号106
破産者　下原　　涼
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県川西市花屋敷１丁目13番９号
破産者　岩﨑満由美
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
兵庫県伊丹市山田３丁目４番19号
破産者　Ｍｉｒａｃｌｅこと　松井　繁幸
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番70号
破産者　碇　　浩久
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
北海道岩見沢市朝日町45番地35
破産者　佐藤　信夫
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７７号
岩手県花巻市上諏訪241番地１　ヒューマンハイツＡ111号、前住所岩手県花巻市尻平川５地割６番地
破産者　高橋　和信
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１１０号
岩手県花巻市下小舟渡45番地４、前住所岩手県北上市相去町和田尻28番地４
破産者　菊池　友美
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３号
栃木県足利市朝倉町790番地９、前住所栃木県足利市昌平町2354番地３
破産者　椎名　隆二
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部